

# 1 目黒区国民保護計画（変更素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

## (1) パブリックコメントの概要について

目黒区国民保護計画の変更にあたり、令和7年11月13日から12月12日まで目黒区国民保護計画（変更素案）に対するご意見を募集しました。これは、平成21年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。なお、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約又は分割している場合があります。

(2) 意見募集期間 令和7年11月13日 から 12月12日 まで

(3) 周知方法 ア 掲載場所 めぐろ区報（令和7年11月15日号）、区ウェブサイト

イ 配布・閲覧場所 目黒区総合庁舎4階 危機管理課  
地区サービス事務所（東部地区を除く。）、各住区センター、各区立図書館

## (4) 意見提出者数

区分		種 別				計
		書面	F A X	電子	説明会	
個人	提出者	0	0	0	0	0
	(意見数)	0	0	0	0	(0)
団体	提出者	0	0	0	0	0
	(意見数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議会	提出者	0	0	1	0	1
	(意見数)	(0)	(0)	(6)	(0)	(6)
計	提出者	0	0	1	0	1
	(意見数)	(0)	(0)	(6)	(0)	(6)

## (5) 対応区分別件数

番号	内容	計
1	意見の趣旨を踏まえて計画案に反映します。	0
2	意見の趣旨は計画案に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	1
3	意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	0
4	意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	0
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	5
6	意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	0
7	その他	0
合計		6

2 パブリックコメントで寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見の対象			意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）
				編	章	ページ			
0001	01	議会	電子	-	-	-	【全体に対して】 有事法制の一つである国民保護法に基づく「国民保護計画」は、「武力攻撃自体への対処」すなわち戦争にどう対処するかが前提になっている。計画自体、「戦争を永久に放棄する」「武力をもたない」としている憲法9条にも、「平和憲法を擁護し、核兵器のない平和都市である」とする目黒区の平和都市宣言にも、相入れない内容であることは明らかであるため、計画自体を無くすべきである。	5	国民保護法（平成16年法律第112号）第35条において「市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない」と定められており、国民保護計画を廃止することは困難です。
0001	02	議会	電子	2	1	13~18	今回の改定は、さらに計画の「運用の強化」と「戦時対応の具体化」を進めるものになっている。特に、第二編において、「平素からの備え」としていたものから「想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態」を新設し、①弾道ミサイル攻撃、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③航空攻撃、④地上陸侵攻と列挙し、体系的に分け、それぞれに「攻撃目標となりやすい地域」や「想定される主な被害」などと、まさに日本が戦場になることを想定している。特にNBCを使用した攻撃として、核兵器、生物兵器、化学兵器への対応なども明記されている。 「国民保護」というのであれば、武力衝突などの事態をそもそも起こさない外交努力を国に求めるとともに、区としてもその立場に立つべきである。 国家レベルの紛争・戦争に住民を巻き込まないための都市間の外交や、多国間の国民・住民が互いに人権を尊重し、排外主義を許さない共同の取り組みの後押しなど、地域や住民レベルでの平和の環境づくりこそ、計画に盛り込むべきである。	5	区には、武力攻撃事態等が発生した場合に区民の生命、身体及び財産を守る責務があることから、政府が定める「国民の保護に関する基本指針」に基づき、的確かつ迅速に国民の保護のための措置を実施するために本計画を定めております。 「想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態」については、現行計画の第1編第5章でも記述しており、その内容は変更素案第2編の内容と変わるところはありません。 一方で、区民の平和と安全を確保するためには、良好な国際関係の構築などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが重要であると認識しております。そのため区では「平和都市宣言」を掲げ、これまでも平和に関するさまざまな取組を進めてまいりました。本計画とは別に、今後も引き続き平和の実現に向けた取組を推進してまいります。
0001	03	議会	電子	6	1	111~112	【住民を巻き込んだ国民保護訓練について】 東京都は令和7年に東京都国民保護計画を変更し、都内で弾道ミサイル発射を想定した国民保護共同訓練実施を行っている。本計画変更案においても、平素からの備えの中には訓練の実施が明記されている。その中には、実際に人、物などを動かす実動訓練などもあり、まさに戦時動員を前提とした住民の役割分担が拡大しており、国の戦争体制に区民を巻き込むものになるので不要である。	5	本計画における訓練は、区民を戦争体制に巻き込むことを意図するものではなく、地震などの自然災害に備えて実施している防災訓練と同様に、災害が発生した際に適切な避難行動や救援、復旧等を円滑に行えるようにするためのものであり、区民の生命や財産を守ることを目的として実施するものです。

2 パブリックコメントで寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見の対象			意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）
				編	章	ページ			
0001	04	議会	電子	-	-	-	<p>【災害対策本部（ICS型）との「統合」について】</p> <p>今回の改定では、災害対策本部のICS型組織改変に合わせて、国民保護対策本部も同じ指揮命令系統で運用している。大地震や風水害などの災害対応と武力攻撃に対する戦争対応を同一組織、同一統制で扱う再編であり、災害と対策の名の下に、自衛隊、警察、病院、自治体などが一体的に戦争体制へと組み込まれていく仕組みづくりである。</p>	5	<p>ICS（インシデント・コマンド・システム）型の組織体制は、あらゆる種類の災害に的確かつ効果的に対応するための枠組みとなっております。</p> <p>地震等の災害時同様、武力攻撃等が発生した場合においても区民の生命や財産を守るために国民保護対策本部等においてICS型の組織体制によりの確かつ効果的な対応に努めてまいります。</p> <p>なお、災害時に的確かつ効果的に対応するためには、区だけでなく自衛隊や消防、警察、医療機関などの関係機関とも連携、協力し、迅速かつ適切に対応していくことが重要であると考えております。</p>
0001	05	議会	電子	3	5	38	<p>【その他】</p> <p>今回の改定案では、JアラートやEm-netの活用について、国主導の警報システムを基軸に住民誘導する体制が強められる。しかし、Jアラートは誤報や判断不能な短時間警報、屋内退避の実効性の乏しさなどさまざまな問題が指摘されており、そもそも「避難できない前提」に住民に押し付けるだけの仕組みを制度化している。</p> <p>戦争を起こさせない取り組みが重要である。Jアラートなどの警報システムなどは、区民の不安や恐怖心をあおり、危機感を植え付け、国民保護が必要だという世論形成につなげ、戦争の準備・軍拡へとつながる危険があり、不要である。</p>	5	<p>Jアラート（全国瞬時警報システム）は、武力攻撃、地震、津波等の緊急事態が発生した際に、国から地方公共団体や住民の皆さまへ迅速に情報を伝達することを目的として整備されている国の仕組みです。</p> <p>誤報やシステムの実効性等について様々なご意見があることは承知をしておりますが、災害発生が予見される場合には、区民の生命、財産を守り、その被害を可能な限り抑制するためにも、様々な手段を講じて広く呼びかけ、迅速な避難行動に繋げることが重要と考えております。</p>
0001	06	議会	電子	-	-	-	<p>国民保護を名目に、政府による情報監視が強化されることにもつながるため、国からくる情報に関しては、区民に対して徹底した情報公開を行うこと。</p>	2	<p>災害から自らの生命や財産を守るためには、正しい知識や経験等に基づいた適切な行動が重要と考えております。</p> <p>区民一人ひとりが国民保護制度を正しく理解し、正しい知識や経験等に基づいた適切な行動に繋げることができるよう、正確かつ必要な情報を適時適切に提供するよう努めてまいります。</p>